

公示番号：180201

国名：大洋州地域

担当部署：東南アジア・大洋州部 東南アジア第六・大洋州課

案件名：海上保安・安全分野基礎情報収集・確認調査（組織体制／人材育成／施設機材）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：組織体制／人材育成／施設機材
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年8月中旬から2019年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 2.10M/M、現地 2.67M/M、合計 4.77M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	第1次現地業務期間	国内整理期間
12日	45日	10日
第2次現地業務期間	整理期間	
35日	20日	

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定します。具体的な各次業務日程は、発注者・受注者・他専門家等との調整の上で確定します。現地業務期間等の具体的条件については、8. 業務の内容（4）を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年8月8日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	海上保安・安全に係る各種調査
対象国／類似地域	大洋州地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

大洋州島嶼国と日本が共有している太平洋は、貴重な地球公共財で、地球の約3分の1を占める広大な海域である。太平洋が法の支配に基づく自由で開かれた海域として維持されること(海洋秩序の維持)は、大洋州島嶼国に自立的かつ持続可能な発展を実現し、平和で安定した社会形成に寄与する。大洋州島嶼国は日本と歴史的に深いつながりがあり、広大な排他的経済水域(EEZ)を持ち遠洋漁業にとっても貴重な漁場を提供している。また、環太平洋連携協定(TPP)も締結されたことにより大洋州は、その海上輸送上でも最重要地域の1つであり、大洋州島嶼国の平和と繁栄は、日本の国益にも直結するものである。

このように、非常に重要な地域である大洋州において、近年、中国が海洋進出を活発化しその影響力を強める一方、米国は「米国第一主義」を唱え内向きな外交政策をとり、大洋州島嶼国のいくつかは北朝鮮の脅威も身近に感じている中、従来の海洋秩序が揺らぐ恐れがある。しかし、そこに所在する国々は概して国土が狭く人口の少ない島嶼国であり、人的リソースや予算が少ないために、各国独自では EEZ などの広大な海域を適正に管理することが困難な状況で、監視取締りや海難救助などの対応も十分ではない。そのため、歴史的に旧宗主国である豪州や、自由連合盟約をミクロネシア地域 3 か国(パラオ、ミクロネシア、マーシャル)と締結している米国などから、大洋州島嶼国に対して海域管理能力向上のための様々な支援が長年実施されている。しかし、上述したように近年の海洋資源や海洋環境の保護に対する意識の高揚、大洋州地域の海洋安全保障上の重要性などを背景に、太平洋島嶼国の海上保安や海上安全能力の一層の向上が必要となっている。

これら大洋州地域の課題やニーズに対応するため、日本政府は、2018年5月に開催された第8回太平洋・島サミット(PALM8)の首脳宣言で、自由で開かれたインド・太平洋戦略に基づき、海上法執行を含む海上保安能力向上、海上輸送網の整備等の海上保安・安全分野への協力・支援を表明した。

PALM8 首脳宣言等を受け、JICA は、これら政府の戦略や方針に沿った支援を今後、強化していく予定としている。他方、特に海上法執行については従来 ODA での支援が限定的だったこともあり、同分野に係る情報については、JICA が実施する研修事業における大洋州島嶼国の研修員から得る情報やインターネットや文献等で一般的に入手できる情報等、

限られたリソースから収集する情報のみであり、基礎的な情報が不足している。そのため、太平洋島嶼国の海上保安・安全分野における情報収集、現状分析、及び課題の抽出を行い、JICA による当該分野における支援方針案及び具体的な協力案の作成を目的として、「大洋州地域 海上保安・安全基礎情報収集・確認調査」(以下、「本調査」という。)を実施することとした。

7. 調査実施上の留意点

(1)大洋州島嶼国 海上保安・安全分野支援方針(案)の確認

JICA は、これまで海上保安庁、日本財団、笹川平和財団、日本海難防止協会等(以下、「日本財団等」という。)にて本分野での協力に関する聞き取りを行っており、さらにパプアニューギニア及びソロモンにおいてプレ調査を実施した。外務省は、大洋州島嶼国の各国大使館に、本分野の関連機関への聞き取りを含む簡易調査を実施しており、その結果も JICA に共有されている。

上記の結果等を踏まえ、JICA は「大洋州島嶼国 海上保安・安全分野支援方針(案) (以下、「支援方針案」という。)」を作成し、同方針に沿った支援内容を検討中である。本業務従事者は、本調査を通じて支援方針案の検証および分析を行い、JICA 国際協力専門員や関連部署からのコメントも得て、支援方針案に対する具体的な提言を行う。

(2)中・長期的な支援計画策定支援(東南アジア ODA 案件との連携検討も含む)

大洋州島嶼国は、広大な排他的経済水域(EEZ)を持つ一方で、人的、財政的制限などから、海上保安・安全等にかかる能力は限定的である。

当該分野における能力向上を目指すには、中・長期的な支援計画を作成し、効率的・効果的に支援を実施する必要がある。本業務従事者は、短期的な支援に加え、JICA 国際協力専門員や担当部署等との検討を踏まえ、中長期的な支援計画案の策定を支援する。

その際、大洋州島嶼国における海上保安・安全分野にすでに深くかかわっている豪州・米国等とも調整の上、日本が東南アジア各国で展開している同分野 ODA 案件との連携についても検討する。

(3)海上保安・安全分野 ODA 支援候補リストの策定

JICA では海上保安・安全分野における ODA 支援(資金協力、技術協力)リストを作成中である。本業務従事者は、本調査において同リストの内容の確認・情報追記、候補案件の追加を行う。また、本業務従事者は、早期の案件形成・実施が見込まれる候補案件(特に資金協力案件)については、過去の ODA 実績、日本財団等支援や豪州支援の事例等を参考に、概要を明らかにし、概算事業費を算出する。

なお、海上保安・安全分野の支援候補として、港湾やドックの整備、巡視船・救難艇供与、航路標識等のインフラのみならず、船員訓練・海事訓練学校整備や海洋法整備にかかるソフト面での支援等、幅広い分野を想定している。

(4)JICA 国際協力専門員及び職員(以下、「JICA スタッフ」)の本調査への関与について

本調査の対象分野は幅広いため(「8. (1)」参照)、本業務従事者は、以下①-③の段階において適宜、JICA スタッフと協議、連携し調査を実施すること。

① 調査準備段階: 質問票の作成、各国の対象方針案作成の支援など

- ② 調査実施中：中間報告、相談、追加質問、相談など
- ③ 調査終了後：調査完了報告書のまとめ、海上保安・安全分野支援方針(案)への提言、中長期支援方針案作成の支援など

(5) 先行して支援を展開している日本財団等、豪州、ニュージーランド、米国、ADB、WB、NGO 等の支援状況把握

大洋州島嶼国で先行して海上保安・安全分野の支援を展開している日本財団等、豪州、ニュージーランド、米国、ADB、WB 等による事業と、我が国 ODA 事業との連携もしくは相互補完関係となることが期待されている。そのため、本業務従事者は、上記機関・団体等のこれまでの支援内容、今後の支援内容を把握する。

また、ミクロネシア 3 国では、欧米系 NGO (PEW charitable trust や Nature Conservation など) も海上保安・安全分野で活発な支援を展開しているとの情報もあり、本業務従事者は、現地ですべてを確認し、支援内容を検討すること。

(6) 海上保安・安全分野以外の JICA 広域プロジェクトへの裨益、シナジー検討

大洋州島嶼国において、現在、環境(廃棄物)及びエネルギー分野の JICA 広域技術協力プロジェクトが実施されており、本業務従事者は、具体的な協力案を実施した場合のこれらプロジェクトへの裨益、シナジーを検討する。

具体的には、「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ 2(J-PRISM2)」において、リサイクルポートの整備が中長期観点で検討されており、また、エネルギー分野ではハイブリッドアイランドプログラムが実施されていることから、本業務従事者は、これら JICA プロジェクトの概要を把握し、これらの事業とのシナジーについて検討する。

(7) プレ調査実施国への支援検討

パプアニューギニア、ソロモンについて、JICA はプレ調査を実施済みであり、ある程度の情報は収集済みである。パプアニューギニアについては、プレ調査で救難艇供与や船員教育が案件候補として挙げられており、本業務従事者は、早急な案件形成につながるように、案件目標や成果、活動レベルまで提案できるように調査を実施する。

なお、ソロモンにおいては、Forum Fisheries Agency(以下、「FFA」という。)にて米国・豪州・ニュージーランド・仏国が、漁船監視システム(Vessel Monitoring System)を利用した衛星監視を支援している。FFA での連携に限らず、本業務従事者は、セネガル等で日本の支援実績がある衛星監視による違法操業対策を参考に大洋州島嶼国でも衛星を活用した支援可能性および他ドナーとの連携可能性を探る。

(8) 非 OECD 諸国による支援に関する情報収集

非 OECD 諸国による支援は不透明であるケースが多く、海上保安・安全分野の支援についての連携・牽制・協力等について検討するためにも、本業務従事者は、関係機関を訪問した際にはできる限り情報収集する。

(9) 民生目的、災害救助等非軍事目的の軍関連への協力

海上法執行等の海上保安業務については、国によっては海軍等の軍事機関が直接行い、海上保安機関が軍に所属しているような場合がある。我が国開発協力大綱では、ODAの「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」を原則としている。このため、非

軍事目的の開発協力に軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、実質的意義に着目し、個別具体的に検討することとしている。調査対象国の海上安全・保安分野における業務が軍事期間、軍に所属する機関、軍籍を有する者によって行われる場合で、かつその活動や体制等に課題等が抽出され、支援の必要がある場合には、本業務従事者は現状や同大綱を踏まえた観点を報告書に記載する。

(10) 現地渡航について

大洋州島嶼国 8 か国及びオーストラリアの現地調査(計 9 か国)については、数力国をまとめて渡航することで効率的な調査を想定している。調査内容に合わせた渡航国・期間・回数をプロポーザルにて提案すること。

また、「8. (2) 調査対象地域」で想定している「現地調査対象国」と「文献・資料による調査対象国」について、変更を提案する場合はプロポーザルに理由とともに記載すること。

各国での現地調査開始時には、JICA 事務所/支所を訪問し、安全対策等のブリーフィングを受け、また本調査に係る意見交換を行う。また、各国での現地調査終了時には、JICA 事務所/支所に報告、意見交換、フォロー依頼等を行う。

なお、短期的に案件形成可能性が大きい又は広域案件の拠点となる可能性があるパプアニューギニア、フィジー、日本財団等との連携支援が期待されるミクロネシア 3 国、大洋州地域で最大のドナーであり今後の連携支援が期待される豪州への現地調査については、JICA スタッフの同行可能性がある。

(11) 関係機関とのアポイントメント

本調査は、JICA の支援方針/事業計画を検討するための情報収集であり、特定政府からの要請に基づく調査ではない。現地調査対象国関係者との初回の会合については、必要に応じ、JICA 事務所/支所がアポイントの取付けを支援するため、業務従事者は、事前に JICA 東南アジア・大洋州部担当者に依頼する。その後は、JICA 事務所/支所と適宜相談の上、本業務従事者が各種調整を行うこととするが、可能な限り、本業務従事者にてアポイント取り付けの対応を行う。

8. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、調査報告書(案)全体の取りまとめに協力する。

なお、国内作業及び現地作業については、下記(1)～(4)に示した内容以外に、効果的・効率的な調査方法や追加すべき調査項目がある場合はプロポーザルにて提案すること。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 調査対象分野

国内作業、現地調査を通じ、以下の項目・分野に関する情報収集・分析を行う。ただし、文献・資料による調査対象国については、以下の項目・分野について可能な限りカバーするものとする。

- 1) 海上保安・安全分野に関する項目は、以下の通りとする。
 - ①水際対策、②航路安全、③船舶(貨客船、警備艇等)、④港湾、⑤関連法制度、⑥監視・法執行・取締り(違法操業: IUU 含む)、⑦人材育成(海事訓練含む)、⑧海洋汚染防止(廃棄物不法投棄、油流出など)
- 2) 調査対象 14 カ国における海上保安・安全分野に係る政策・動向など
- 3) 海上保安・安全分野関連組織の任務、組織体制、人員、予算、組織間の連携状況など
- 4) 船艇、航空機、通信等の施設・機材に係る保有状況、運用・維持管理体制
- 5) 海上保安・安全分野関連組織の教育・訓練などの人材育成体制、雇用前の学歴、雇用方法
- 6) 各国の経済水域及び周辺海域における気象・自然環境の把握方法、海運・水産業等海上活動の現状
- 7) 海難、海上犯罪などの事案の発生状況及び対応状況
- 8) 大洋州域内の隣接国間や国際機関(FFA など)との海上保安・海上安全業務の連携・協力状況
- 9) 海上保安・安全分野関連業務の実施上の課題
- 10) 主要ドナー、他国、民間団体等からの支援状況
- 11) 支援のニーズと方向性
- 12) 我が国が実施すべき具体的な支援内容の提案(支援候補リストの策定)
- 13) 我が国からの支援のためのリソース(日本財団等)活用可能性の状況
- 14) 東南アジアにおいて ODA 事業を実施している国との連携事業も検討対象としているため、これまでの東南アジアにおける海上保安・安全分野に係る ODA 事業も把握する。

(2) 調査対象地域

予算、時間、調査効率性の観点から、「現地調査を実施する対象国」と「文献・資料、質問票のみによる対象国」を選定し、本調査を実施する。選定する観点は、本分野の調査実績の有無、JICA 拠点の有無(質問票の回収難易、面談取付けの難易)、個別案件形成可能性等の観点から以下のように選定した。

- 1-1) 現地調査実施国(8 か国): パプアニューギニア、ソロモン、バヌアツ、フィジー、キリバス、ミクロネシア、マーシャル、パラオ。
- 1-2) 他ドナーからの情報収集(現地調査): オーストラリア(豪州外務貿易省(DFAT)、Australian Maritime Safety Authority(AMSA))
- 2) 文献・資料、質問票(JICA 支所の存在する国のみ)等による調査対象国(6 か国): サモア、トンガ、ツバル、クック諸島、ニウエ、ナウル

(3) おもな調査対象機関・団体など

- 1) 海上保安機関(海上法執行、領海・経済水域警備、海難救助、航行安全、海洋汚染防止等の状況)
- 2) 海事局(海運、造船、船舶検査制度、船舶登録制度、船員制度等の状況)
- 3) 港湾局(Port State Control(PSC)実施状況他)
- 4) 漁業・水産局(違法漁業取締の状況)
- 5) 税関(密航、密輸事犯の状況)
- 6) 移民・入国管理局(密航・人身取引等の状況)

(4) 調査日程

以下の想定実施時期は目安であり、本業務従事者はプロポーザルにて作業工程、効率的な現地調査日程案等について提案可能とする。

1) 国内準備期間(8月中旬)

- ① 調査背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集および分析)
- ② 各調査項目に関する現地調査計画・方針案を作成する。
- ③ 国内にて可能な範囲で、調査対象機関の上記(1)に関する情報収集を行う。
なお、事前に JICA にて、入手した資料/面談録/出張報告などもあるため、本調査契約締結後、速やかに JICA から配布資料とともに入手し、打合せをすること。
- ④ 国内にて可能な範囲で、対象州地域において、他ドナー(豪州、ニュージーランド、ADB、WB、米国)、JICA、日本財団等が実施するプロジェクトに関する資料・情報の収集、整理、分析を行う。
- ⑤ 文献調査対象国について、資料・情報の収集、整理、分析を行う。
- ⑥ 国内にて可能な範囲で、フィリピン国、マレーシア国との海上保安・安全分野にかかる第3国研修などの連携について検討し実施可能性について取りまとめる。
- ⑦ 現地調査対象機関、他ドナー等に対する質問票(英文)及びアポイントメント依頼文を作成する。また、質問票・アポイントメント依頼文は、遅くとも調査対象機関訪問の7営業日前までに JICA 東南アジア・大洋州部担当者に提出すること。
- ⑧ ①～⑥を踏まえて、ワークプランを作成し、JICA 本部へ説明及び打合せを行う。その際に日本側リソースについて、JICA から情報を入手及び要調査リソースについて整理すること。

2) 第1次現地調査(8月下旬～10月中旬)

- ① 想定訪問国順及び目安の業務日数は、パラオ 6 日間、マーシャル 6 日間、ミクロネシア 6 日間、パプアニューギニア 6 日間、ソロモン 6 日間、オーストラリア 4 日間を想定している。
- ② ミクロネシア地域では、長年、日本財団及び海上保安庁などによる支援が展開されており、また、同地域の 3 か国は米国と自由連合盟約も締結している。これら日本財団等や他ドナーとの連携、相互補完については特に留意して調査を実施する。

3) 国内整理作業(10月中旬～10月下旬)

- ① 第1次現地調査結果を整理、分析するとともに現地調査実施済みの対象国に対し、支援の方向性を取りまとめる。
- ② 業務進捗報告書を作成し、JICA 東南アジア・大洋州部に提出する。また、第1次現地調査結果報告会に出席する。

4) 第2次現地調査(10月下旬～12月上旬)

- ① 想定訪問国順及び目安の業務日数は、フィジー7 日間、バヌアツ 6 日間、キリバス 6 日間、への調査を想定。
- ② フィジーに関しては、海洋学校が存在するために、海洋学校のカリキュラム、就職動向、海洋学校への支援についても検討する。

5) 国内整理作業(2018年12月上旬～1月下旬)

- ①第1次・第2次現地調査結果の整理・分析を行う。
- ②具体的な支援内容の提案、巡視艇等の機材供与、施設改修等の場合は大まかなスペックを検討し、レポートにて提案する。
- ③上記②に関連し、提案する支援内容に優先付けを行う。また、中・長期的な支援計画についても提案する。
- ④調査報告書案の作成を支援し、JICA 東南アジア・大洋州部へ提出・説明する(12月中旬を目途とする)。
- ⑤調査結果報告会へ出席する。
- ⑥JICA 東南アジア・大洋州部との打合せ結果、調査結果報告会の内容を踏まえた調査報告書の作成を支援する(1月下旬を目途に調査報告書完成)。

9. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

提出時期：契約締結後5営業日以内

提出部数：和文5部(簡易製本)

英文10部(簡易製本)

電子データ：上記報告書のPDF

(2) 現地業務結果報告書

提出時期：各国での現地調査終了時(2018年8月から12月)

提出部数：和文1部及び電子データ

※訪問国の各JICA事務所/支所に提出。

電子データはJICA本部にも提出。

(3) 業務進捗報告書

提出時期：2018年10月

提出部数：和文5部

電子データ：上記報告書のPDF

(4) 調査報告書(案)(和文)

提出時期：2018年12月

提出部数：和文5部(簡易製本)

電子データ：上記報告書のPDF

(5) 業務完了報告書

提出時期：2019年1月

提出部数：和文3部

英文15部(製本)

CD-ROM 15セット

電子データ：上記報告書のPDF

(6) その他の提出物

ア 議事録等

相手国政府関係機関との会議、各報告書説明・協議に係る議事録を作成し、現地業務結果報告書及び調査報告書(案)に含めること。また、JICA 及び本業務従事者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、5 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA 在外事務所/支所におけるミーティングについても、同様とする。

イ コンサルタント業務従事月報

記載事項: 各月毎の業務内容、作業・進捗状況の他、現地情勢、調査上の留意点等 (A4 数ページ) を記載する。具体的項目としては以下の通り。

- a) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- b) 活動に関する写真
- c) WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- d) 業務フローチャート
 - ・提出時期: 調査月の翌月 5 日までに提出(月毎)
 - ・提出部数: 電子データ 1 部

ウ 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付の上、JICA に提出する。

注 1) (1) ワークプランについては、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同上に規定する事項を記載するものとする。

注 2) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照する。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pg00000kzw-ji-att/ind_guide12_01.pdf

注 3) 特に記載のないものは全て簡易製本 (ホチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上述ガイドラインを参照する。

10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、できる限り効率的なルートを選択し、旅費削減に努めること。

(2) パプアニューギニアで調査中はポートモレスビーにて宿泊予定です。ポートモレスビーに宿泊に関しては、JICA の安全基準を満たす宿泊施設が限られ、かつそ

これらの宿泊料が高いことから、調整単価を設定しています。宿泊料の積算にあたっては、同単価に基づき 27,300 円／泊として計上してください。なお、上記の調整単価は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性があります。

(3) 一般業務費（車両費）

JICA 事務所/支所の無いオーストラリアでの車両借上費を計上してください。

1 1. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2018 年 8 月下旬～12 月下旬で 2 回渡航予定です。

JICA の調査団員は、現地事務所の職員または JICA 担当部職員や国際協力専門員が一部参加予定ですが、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 組織体制・人材育成・施設機材 (本業務従事者)

③ 便宜供与内容

JICA 事務所が所管する地域では以下の通り。ただし、豪州など JICA の所管外の地域については、空港送迎・宿舎手配・車両借上げは本業務従事者自身で行っていただきます。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

基本的に JICA 事務所/支所で手配予定。(ただし、オーストラリアでの滞在期間の車両借上げについては、業務従事者が行うことを想定しています。)

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

本業務従事者が JICA と協議の上、作成した日程案に基づき、初回訪問先のアポイントメントは JICA がアレンジします。2 回目以降の同訪問先へのアポイントメントは本業務従事者が行います。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 現地調査対象国については、「8. (2)、(3)」を参照し、HP 等にて情報収集のこと。

② 文献・資料等による調査対象国についても、「8. (2)、(3)」を参照のうえ、

関連機関についてできるだけインターネット等、一般的に入手できる情報にて調査のこと。なお、JICA 事務所/支所に対応する調査項目・内容については、先方機関への質問票を作成し、JICA 東南アジア・大洋州部に提出すること。

(JICA 事務所/支所では、回答回収支援程度であり、場合により回答を回収できないこともあることに留意すること)。

<過去の調査(例)>

- ・ Pacific Islands Supporting Safe, Efficient and Sustainable Maritime Transport Systems Improving Ports and Maritime Shipping (世銀、2016年6月)
- ・ Supporting Safe, Efficient and Sustainable Maritime Transport Systems in North Pacific Countries (SPC(JICA委託)、2015年8月)

③他ドナー、日本国の他支援機関、PALM8における海上保安・安全分野にかかる協力方針等については、基本的にインターネット等により、情報収集すること。

④JICA 東南アジア・大洋州部からの資料提供

【資料提供有(JICA 東南アジア・大洋州部担当者に連絡の上、入手すること)】

- 1)大洋州島嶼国 海上保安・安全分野支援方針(案)
- 2)各国大使館より事前調査結果まとめ
- 3)プレ調査:パプアニューギニア国・ソロモン国 事前出張報告書(各機関面談録含む)(資料提供)
- 4)関係機関(以下参照)との面談内容等
 - ・Forum Fisheries Agency (FFA、ソロモンに本部)
 - ・豪州(DFAT、AMSA)
 - ・海上保安庁
 - ・日本財団
 - ・笹川平和財団
 - ・(公社)日本海難防止協会

【担当者連絡先】

国際協力機構(JICA) 東南アジア・大洋州部 東南アジア第六・大洋州課

TEL : +81-3-5226-9045

E-mail : Ito.Noriyuki@jica.go.jp

⑤本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」

・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル出辞退後もしくは失注後に速かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所/支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上